

派遣留学者の教務関連手続きについて

～よくある質問 FAQ～

履修について

Q. 派遣留学期間中にオンラインやオンデマンド形式で開講される本学の授業を履修することはできますか？

A. 派遣留学期間中は開講形式に関わらず、本学の授業を履修することはできません。

Q. 3年生の秋学期から1年間派遣留学を予定しています。4年間での卒業を希望していますが、専門演習（本ゼミ）と卒業研究演習・卒業研究はどのように履修したら良いのでしょうか？

A. 3年生秋学期の専門演習（本ゼミ）は、帰国後、4年生の秋学期に履修してください。卒業研究演習と同時に履修することになりますので、留学前に履修計画について指導教員の先生にあらかじめ相談しておいてください。

4年生春学期の卒業研究演習は、指導教員と相談し、帰国後、4年生の秋学期に自コースの専門科目（講義、または専門演習（本ゼミを除く））から代替科目（卒業研究演習相当科目）を選んで履修してください。4年生秋学期の履修登録期間中に、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」を提出していただくことで、代替科目を春学期の卒業研究演習2単位分に充てることが可能となります。

また、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」の提出時に、卒業研究（時間外・通年・8単位）の追加登録を行うために必要な「履修登録修正届」を併せてご提出ください。4年生秋学期の卒業研究演習（2単位）は通常通り、履修登録期間中にご自身で履修登録してください。

卒業研究演習および卒業研究の履修に必要な手続きについては、例年9月頃大学ホームページおよび学務情報システムに案内を掲載しますので、詳細はそちらで確認してください。

※本回答のうち、3年生の専門演習（本ゼミ）に関しては言語文化学部・国際社会学部のみ対象の内容です。

Q. 4年生の秋学期から1年間派遣留学を予定しています。卒業は翌年度の3月を予定していますが、卒業研究演習・卒業研究はどのように履修したら良いのでしょうか？

A. 派遣留学前の4年生（1年目）春学期に卒業研究演習・卒業研究を履修登録し、授業に参加していた場合、指導教員の許可があれば、継続聴講の制度が利用できます。帰国後、4年生（2年目）の秋学期履修登録期間中に「聴講承認届」を提出してください。また、秋学期の卒業研究演習（2単位）は通常通り、履修登録期間中にご自身で履修登録してください。

指導教員の継続聴講の許可が得られない、あるいは派遣留学前の4年生（1年目）春学期に卒業研究演習・卒業研究を履修していない場合、帰国後の4年生（2年目）秋学期に指導教員と相談のうえ、自コースの専門科目（講義、または専門演習（本ゼミを除く））から代替科目（卒業研究演習相当科目）を選んで履修してください。秋学期の履修登録期間中に、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」を提出していただくことで、代替科目を春学期の卒業研究演習2単位分に充てることが可能となります。

また、「指導教員の指定する卒業研究演習相当科目届」の提出時に、卒業研究（時間外・通年・8単位）の追加登録を行うために必要な「履修登録修正届」を併せてご提出ください。

4年生秋学期の卒業研究演習（2単位）は通常通り、履修登録期間中にご自身で履修登録してください。

卒業研究演習および卒業研究の履修に必要な手続きについては、例年 9 月頃大学ホームページおよび学務情報システムに案内を掲載しますので、詳細はそちらで確認してください。

単位認定について

Q. 単位認定の手続きについて教えてください。

A. 単位認定の手続きについては、大学ホームページにマニュアル・申請書等を掲載しています。以下の URL に掲載していますので、まずはマニュアル・申請書等の説明・注意事項をよく確認してください。マニュアル・申請書等は 2018 年度以前入学者と 2019 年度以降入学者で異なります。必ずご自身の入学年度に該当するもので確認してください。

<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/haken/dispatch.html>

Q. 留学先大学で修得した単位は、外大のどの科目として認定されますか？

A. マニュアル、申請書等で確認してください。

Q. 留学中に準備しておくことはありますか？

A. 留学先大学で履修している科目のシラバス、成績証明書（原本）、成績評価基準が分かる資料、履修時間が分かる資料（時間割表、アカデミックカレンダーなど）を入手するようにしてください。留学が終了すると留学先の Web システムにアクセスできなくなったり、留学先大学の担当者と連絡が取りにくくなって、申請に必要な資料が入手できないケースが見受けられます。留学中に申請に必要な資料を準備しておくようにお願いします。

Q. 授業時間外の学習時間を履修時間として含めて申請することはできますか？

A. できません。認定の対象は授業が開講されている時間のみです。

Q. 留学先大学の成績証明書に 1 単位当たりの学習時間が記載されています。これを履修時間の根拠として申請することはできますか？

A. できません。授業が開講されている時間・実施回数を確認できる資料を提出してください。

Q. 単位認定の申請期限はありますか？

A. はい、あります。原則として期限後の申請は受理できません。期限前に提出できない理由がある場合、前もって教務課記録係宛てにお知らせください。申請期限は以下の通りです。

・2018 年度以前入学者：留学終了後 1 年以内

・2019 年度以降入学者：4 月～9 月に留学期間が終了する者→同年 10 月末日まで

10 月～翌年 3 月に留学期間が終了する者→4 月末日まで

 本資料に関する問い合わせは教務課記録係まで 